

平成29年7月

御購読者各位

東京法令出版株式会社

「刑法の一部を改正する法律」（平成29年法律第72号）
の施行について（補遺）

「刑法の一部を改正する法律」（平成29年法律第72号。以下「改正法」といいます。）が平成29年6月23日に公布され、同年7月13日から施行されました。

参考として、以下に刑法の改正概要を掲げました。お手数をおかけいたしますが、本書の使用に際しましては、該当条文の読み替え等に御留意をいただきますようお願い申し上げます。

1 改正の要点

主な改正点	関係法条
強姦罪の構成要件を見直し強制性交等罪に改正。法定刑を5年以上の有期懲役へ引上げ	第177条
集団強姦等の罪及び集団強姦致死傷等の罪を廃止	第178条の2及び第181条第3項（削除）
監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪を新設	第179条
強盗強姦罪における行為の先後関係による差をなくし、強盗・強制性交等罪に改正	第241条
強姦罪等の非親告罪化	第180条（削除）、229条

2 経過措置（改正法附則第2条第2項）による非親告罪化

次に掲げる罪であって改正法の施行前に犯したものについては、改正法の施行の際に法律上告訴がされることがなくなっているものを除き、改正法の施行後は、告訴がなくても公訴を提起することができる。

- 改正法による改正前の刑法第176条（強制わいせつ）、同第177条（強姦）、
同第178条（準強制わいせつ及び準強姦）及びこれらの罪の未遂罪
- 同第225条（わいせつ・結婚目的略取及び誘拐）及びこれに係る罪を幫助する目的で犯した同第227条第1項（被略取者引渡し等）並びに同条第3項（わいせつ目的被略取者引渡し等）並びにこれらの罪の未遂罪

3 新旧対照条文

(下線部分が改正部分。第3条に第6号を加える改正は、平成29年法律第67号による。)

改正前	改正後
目次	目次
第2編 罪	第2編 罪
第22章 わいせつ、姦淫及び重婚の罪（第174条—第184条） (国民の国外犯)	第22章 わいせつ、強制性交等及び重婚の罪（第174条—第184条） (国民の国外犯)
第3条 [略]	第3条 [略]
(1)～(4) [略]	(1)～(4) [略]
(5) 第176条から第179条まで（強制わいせつ、強姦、準強制わいせつ及び準強姦、集團強姦等、未遂罪）、第181条（強制わいせつ等致死傷）及び第184条（重婚）の罪	(5) 第176条から第181条まで（強制わいせつ、強制性交等、準強制わいせつ及び準強制性交等、監護者わいせつ及び監護者性交等、未遂罪、強制わいせつ等致死傷）及び第184条（重婚）の罪
(6)～(11) [略]	(6) 第198条（贈賄）の罪
(12) 第230条（名誉毀損）の罪	(7)～(12) [略]
(13) 第235条から第236条まで（窃盗、不動産侵奪、強盗）、第238条から第241条まで（事後強盗、昏醉強盗、強盗致死傷、強盗強姦及び同致死）及び第243条（未遂罪）の罪	(13) 第230条（名誉毀損）の罪
(14)～(16) [略]	(14) 第235条から第236条まで（窃盗、不動産侵奪、強盗）、第238条から第240条まで（事後強盗、昏醉強盗、強盗致死傷）、第241条第1項及び第3項（強盗・強制性交等及び同致死）並びに第243条（未遂罪）の罪
(国民以外の者の国外犯)	(15)～(17) [略]
第3条の2 [略]	第3条の2 [略]
(1) 第176条から第179条まで（強制わいせつ、強姦、準強制わいせつ及び準強姦、集團強姦等、未遂罪）及び第181条（強制わいせつ等致死傷）の罪	(1) 第176条から第181条まで（強制わいせつ、強制性交等、準強制わいせつ及び準強制性交等、監護者わいせつ及び監護者性交等、未遂罪、強制わいせつ等致死傷）の罪
(2)～(5) [略]	(2)～(5) [略]
(6) 第236条（強盗）及び第238条から第241条まで（事後強盗、昏醉強盗、強盗致死傷、強盗強姦及び同致死）の罪並びにこれらの罪の未遂罪	(6) 第236条（強盗）、第238条から第240条まで（事後強盗、昏醉強盗、強盗致死傷）並びに第241条第1項及び第3項（強盗・強制性交等及び同致死）の罪並びにこれらの罪（同条第1項の罪を除く。）の未遂罪
第22章 わいせつ、姦淫及び重婚の罪 (強制わいせつ)	第22章 わいせつ、強制性交等及び重婚の罪 (強制わいせつ)
第176条 13歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の懲役に処する。13歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様	第176条 13歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の懲役に処する。13歳未満の者に對し、わいせつな行為をした者も、同様とす

改正前	改正後
<p>とする。 <u>(強姦)</u></p>	<p>る。 <u>(強制性交等)</u></p>
<p>第177条 暴行又は脅迫を用いて<u>13歳以上の女子</u>を姦淫した者は、強姦の罪とし、3年以上の有期懲役に処する。13歳未満の<u>女子</u>を姦淫した者も、同様とする。</p>	<p>第177条 <u>13歳以上の者</u>に対し、暴行又は脅迫を用いて<u>性交、肛門性交又は口腔性交</u>(以下「性交等」という。)をした者は、強制性交等の罪とし、5年以上の有期懲役に処する。13歳未満の<u>者</u>に対し、性交等をした者も、同様とする。</p>
<p>(準強制わいせつ及び準強姦)</p>	<p>(準強制わいせつ及び準強制性交等)</p>
<p>第178条 [略]</p> <p>2 <u>女子</u>の心神喪失若しくは抗拒不能に乘じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、姦淫した者は、前条の例による。</p> <p><u>(集団強姦等)</u></p>	<p>第178条 [略]</p> <p>2 <u>人の心神喪失若しくは抗拒不能に乘じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、性交等をした者</u>は、前条の例による。</p>
<p>第178条の2 <u>2人以上の者が現場において共同して第177条又は前条第2項の罪を犯したときは、4年以上の有期懲役に処する。</u></p>	<p>第178条の2は、削られます。</p>
<p>(新設)</p>	
<p>(未遂罪)</p>	<p><u>(監護者わいせつ及び監護者性交等)</u></p>
<p>第179条 第176条から前条までの罪の未遂は、罰する。</p> <p><u>(親告罪)</u></p>	<p>第179条 <u>18歳未満の者</u>に対し、その<u>者</u>を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じてわいせつな行為をした者は、第176条の例による。</p>
<p>第180条 第176条から第178条までの罪及びこれららの罪の未遂罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。</p>	<p>2 <u>18歳未満の者</u>に対し、その<u>者</u>を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じて性交等をした者は、第177条の例による。</p>
<p>2 前項の規定は、2人以上の者が現場において共同して犯した第176条若しくは第178条第1項の罪又はこれらの罪の未遂罪については、適用しない。</p>	<p>第179条は、第180条に繰り下げられます。</p>
<p>(強制わいせつ等致死傷)</p>	<p>第180条は、削られます。</p>
<p>第181条 第176条若しくは第178条第1項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よって人を死傷させた者は、無期又は3年以上の懲役に処する。</p>	<p><u>(強制わいせつ等致死傷)</u></p>
<p>2 第177条若しくは第178条第2項の罪又はこ</p>	<p>第181条 第176条、第178条第1項若しくは第179条第1項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よって人を死傷させた者は、無期又は3年以上の懲役に処する。</p>
	<p>2 第177条、第178条第2項若しくは第179条</p>

改正前	改正後
<p>れらの罪の未遂罪を犯し、よって<u>女子</u>を死傷させた者は、無期又は<u>5年</u>以上の懲役に処する。</p> <p><u>3 第178条の2の罪又はその未遂罪を犯し、よって女子を死傷させた者は、無期又は6年以上の懲役に処する。</u></p> <p>(淫行勧誘)</p> <p><u>第182条 営利の目的で、淫行の常習のない女子を勧誘して姦淫させた者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>(親告罪)</p> <p><u>第229条 第224条の罪、第225条の罪及びこれらの罪を帮助する目的で犯した第227条第1項の罪並びに同条第3項の罪並びにこれらの罪の未遂罪は、<u>營利又は生命若しくは身体に対する加害の目的による場合を除き、告訴がなければ公訴を提起することができない。ただし、略取され、誘拐され、又は売買された者が犯人と婚姻をしたときは、婚姻の無効又は取消しの裁判が確定した後でなければ、告訴の効力がない。</u></u></p> <p>(強盗強姦及び同致死)</p> <p><u>第241条 強盗が女子を強姦したときは、無期又は7年以上の懲役に処する。よって女子を死亡させたときは、死刑又は無期懲役に処する。</u></p> <p>(未遂罪)</p> <p><u>第243条 第235条から第236条まで及び第238条から第241条までの罪の未遂は、罰する。</u></p>	<p><u>第2項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よって<u>人</u>を死傷させた者は、無期又は<u>6年</u>以上の懲役に処する。</u></p> <p><u>第3項は、削られます。</u></p> <p>(淫行勧誘)</p> <p><u>第182条 営利の目的で、淫行の常習のない女子を勧誘して姦淫させた者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>(親告罪)</p> <p><u>第229条 第224条の罪及び同条の罪を帮助する目的で犯した第227条第1項の罪並びにこれらの罪の未遂罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。</u></p> <p><u>(強盗・強制性交等及び同致死)</u></p> <p><u>第241条 強盗の罪若しくはその未遂罪を犯した者が強制性交等の罪（第179条第2項の罪を除く。以下この項において同じ。）若しくはその未遂罪をも犯したとき、又は強制性交等の罪若しくはその未遂罪を犯した者が強盗の罪若しくはその未遂罪をも犯したときは、無期又は7年以上の懲役に処する。</u></p> <p><u>2 前項の場合のうち、その犯した罪がいずれも未遂罪であるときは、人を死傷させたときを除き、その刑を減輕することができる。ただし、自己の意思によりいざれかの犯罪を中止したときは、その刑を減輕し、又は免除する。</u></p> <p><u>3 第1項の罪に当たる行為により人を死亡させた者は、死刑又は無期懲役に処する。</u></p> <p>(未遂罪)</p> <p><u>第243条 第235条から第236条まで、第238条から第240条まで及び第241条第3項の罪の未遂は、罰する。</u></p>